

款回交渉の結果、貸金は将来に累を残すものとして之を拒絶し規定の手當の外に一、〇〇〇圓（挨拶金五〇〇圓、坑長餉別金三〇〇圓、外に二〇〇圓）を主張し此の調停者が極力斡旋に努めたので、炭坑側も遂に之を容るゝに至り二〇〇圓は調停者に對する謝禮名義に左の通解決したのである。

解決條件

a 炭坑よりの支出金額

- 一、規定の手當 二五〇圓
- 二、本社よりの挨拶金 五〇〇圓
- 三、解雇者に對する坑長の別別金 三〇〇圓
- 四、調停者に對する謝禮金 二〇〇圓

(調停者より之を争議團に手交す)

b 要求者は之を撤回し調停者に於て要求條項の實施を斡旋をすることとして次の覺書を交換す。

〇覺書

今般數島炭坑勞資紛議を生じ調停者の意見に基き勞資双方は左記の事項を協定

記

- 一、稼働者側より提出せる要求書は之を撤回すること
- 二、鶴橋代は坑所負擔とす、但し坑内夫百五十名以上に達したる時は坑夫負擔のこと
- 三、税金は従來の五十圓を四十圓とす
- 四、納屋坐落費は毎年一回とす但し八月及十二月に之を行ふ
- 五、飲料水は改善すること
- 六、將來運営の時に於て診療所の設置をなすこと
- 七、跡間單價は作業開始前發表すること
- 八、争議團は九月八日限り解散すること